賃 貸 借 仕 様 書

1 件名

タブレット端末等賃貸借

2 目的

本町において、DX化を進めていくに当たり、場所や時間にとらわれないテレワークでの活用や、電子化した各種資料の閲覧・共有によるペーパレス化の推進を図るためにタブレット端末等を調達し、5年間のリース契約を締結するものです。

3 賃貸借物件一覧

物件については、中古品であってはならない。また各機器本体は、同一メーカー、同一 機種、同一品質であること。

(1) タブレット端末

区分	要件	備考
台数	30 台	
物件名	Surface Pro10	
OS	Windows 11 pro	
CPU	Intel® Core™ Ultra 5 プロセッサ 135U	
	以上	
メインメモリ	16GB 以上	
ストレージ	256GB 以上	
通信機能	Wi-Fi が利用可能	
色	ブラック	

(2) キーボード

区分	要件	備考
数量	30 個	
物件名	Surface Pro キーボード	
色	ブラック	

(3) ペン

区分	要件	備考
数量	30 本	
物件名	Surface ~>	
色	ブラック	

(4) モニタ

区分	要件	備考
数量	10 台	
物件名	Dell 24 USB-C ハブ モニタ – P2422HE	
ディスプレイ	24 インチ程度	
画面タイプ	フラットスクリーン	
解像度	1,920×1,080 以上	
コネクタ	RJ45 に対応していること	

4 賃貸借期間

令和6年8月1日から令和11年7月31日(60ヶ月)

5 設置場所

志免町役場本庁舎

6 業務内容

(1) 設置

- ・本町と協議の上、調達機器等を令和6年7月31日までに納入すること。端末設定については、本町担当者にて行う。
- ・必要となるアダプタ類、ケーブル類、電源コード等及び各製品に付属のマニュアル (日本語版) 一式も併せて納入すること。

(2) 保守

・メーカーの標準サポートがある場合は、サポートをつけること。

7 見積方法

- (1) 納品等にかかる費用を含めた物件費用から月額リース料(税抜)を算出すること。 月額リース料(税抜)は、消費税額に1円未満の端数が出ないよう調整すること。
- (2) 入札金額には、月額リース料に60を乗じた金額(賃貸借期間におけるリース料総額、税抜)を記載すること。
- (3) 固定資産税は非課税のため、リース料に含めないこと。

(4) 物件について、動産総合保険に加入し、保険料はリース料に含めること。また、新価特約は付帯しないものとする。

8 契約方法

- (1) 志免町と受託者との2社契約とする。
- (2) 地方自治法第243条の3の規定による長期継続契約とする。
- (3) リース期間終了後、賃貸借物件の所有権については無償で本町に帰属するものとする。

9 支払方法

入札価格に100分の110を乗じて得た金額を60等分した金額を月額とし、毎月後払いとする。

10 その他

- (1) 設置にあたっては、全体計画及びスケジュールの確認・調整を行い、双方の役割を明確化し、本町の承認を得た上で進めること。
- (2) 設置が完了するまでは、連絡調整のための協議を定期的に開催し、進捗状況及び成果について、本町に報告すること。後日報告内容の提出を求めることがある。
- (3) 設置及び保守にあたっては、契約書及び本仕様書のほか、関係法令等(本町の条例・規則等を含む)を遵守すること。
- (4) 設置に必要な資料があった場合は、本町から借用し、返却するまでに破損・紛失・漏えい等がないよう十分注意すること。
- (5) 設置中に発生した事故に対する一切の責任は受託者が負うものし、その状況を速やかに本町に報告すること。
- (6) 物件に不備があった場合、たとえ設置完了後であっても受託者の責任で速やかに改善すること。
- (7) 新型コロナウイルス感染症拡大等による、不測の事態が発生し納期の遅延の恐れがある場合、本町と協議し、相当であり受注者の責めに帰すことができないと認められる場合には、指名停止等の処分、賠償請求や違約金等なく、契約期間変更の協議をするものとする。
- (8) その他、設置及び保守にあたり明記されていない事項や疑義が生じた場合は、本町と協議のうえで対処方法を決定すること。